

令和元年度（令和2年度集計）体罰、セクシュアル・ハラスメントに関する調査結果について

千葉市教育委員会では、令和元年度分の市立の小・中・特別支援・高等学校の児童生徒（保護者）及び教職員を対象とした体罰、セクシュアル・ハラスメントに関する調査結果を取りまとめましたので、お知らせします。

1 調査の目的

本調査は、児童生徒と教職員との関わり合いの中で起こる体罰やセクシュアル・ハラスメントに関する実態を把握するとともに、具体的な対策を講じ、より良い学校環境をつくるために実施する。

2 調査方法等

- (1) 調査対象者 市立の小・中・特別支援・高等学校に在籍する児童生徒及び教職員
※小学校・特別支援学校は保護者も含む
- (2) 調査対象期間 平成31年4月1日～令和2年3月4日
- (3) 実施方法 アンケート調査とし、氏名は「無記名可」としている。
- (4) 回収方法等 全校種の児童生徒が自宅で回答し、提出することとした。
回答については担任が関わらず、管理職が各教室を回って回収することとした。
回答については、教育委員会へ郵送による提出を可能とした。

3 調査結果等（詳細は、別添資料参照）

- (1) 体罰と判断される行為 3件（前回調査4件）
※文書訓告2件、嚴重注意1件である。
- (2) セクシュアル・ハラスメント
 - ア 児童生徒からの回答数
小学校24人（前回調査17人）、中学校41人（前回調査53人）、高等学校1人（前回調査9人）、特別支援学校1人（前回調査0人）
 - イ 教職員からの回答数
小学校13人（前回調査10人）、中学校13人（前回調査24人）、高等学校3人（前回調査0人）、特別支援学校0人（前回調査0人）
- (3) 各学校での現在の取組
職員会議等において資料を提示し、体罰、セクシュアル・ハラスメントの禁止について周知徹底を図っている。また、校内巡視や授業参観による状況把握と防止に向けた研修に努めている。

4 今後の取組

教育委員会では、教職員による体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止に向け、以下の取組を行う。（一部実施済）

- (1) 外部有識者監修のもと作成した研修資料を使用し、すべての学校で人権感覚を磨く校内研修を実施することにより、教職員の人権意識を高める。
- (2) 体罰、セクシュアル・ハラスメントの相談窓口の通称を「子どもにここをサポート」とし、郵便料金がかからない手紙による相談を新たに開始し、児童生徒が相談し易い環境を整備する。
- (3) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に関する指針（学校版）や体罰、セクシュアル・ハラスメント等の防止リーフレットを改訂し、電子メールで個人に直接周知することにより教職員に対する意識啓発を図る。
- (4) 中学校及び小学校の各1校をモデル校として、外部有識者により、教職員、児童生徒、保護者を対象とした、子どもが暴力から自分を守るための人権教育プログラムを実施する。

5 その他

今回の調査結果については、市教育委員会ホームページに掲載する。

【URL】 <http://www.city.chiba.jp/kyoiku/kyoikusomu/kyoikushokuin/index.html>